

# 静岡県スポーツ少年団指導者表彰規程

第1条 スポーツ少年団の育成指導について永年にわたり精励しスポーツ少年団の育成に顕著な功績のあった指導者をこの規程によって表彰する。

第2条 この規程による指導者とは、地域において現に単位スポーツ少年団を育成指導している指導者で、日本スポーツ少年団に継続して登録している有資格指導者をいう。

第3条 この規程において永年とは既に10年以上をいう。

第4条 表彰は市町スポーツ少年団本部長又は市町スポーツ少年団指導者協議会会長が推薦した指導者について静岡県スポーツ少年団指導者協議会会長が行う。

第5条 市町スポーツ少年団本部長又は市町スポーツ少年団指導者協議会会長は、この規程による表彰に該当する指導者があるときは「優秀指導者推薦書」を静岡県スポーツ少年団指導者協議会会長に提出するものとする。

第6条 表彰は毎年1回行う。

## 附 則

この規程は、昭和58年4月23日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成21年4月20日から施行する。

- ・表彰対象とする指導者を「有資格指導者」とする。
- ・市町本部等から推薦のあった指導者について静岡県スポーツ少年団指導者協議会表彰審査委員会が審査選考の上決定する旨の規定を削除
- ・表彰審査委員会は理事会の議を経て委嘱された委員をもって組織する旨の規定を削除